

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税の増収分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充てるものとされ、その用途を明確化することが求められています。

令和2年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 783,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12,686,686 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,456,844	1,620,734	29,900	36,373	104,165	665,672
	高齢者福祉事業	88,197	1,544	0	4,588	11,104	70,961
	児童福祉事業	5,431,507	3,339,160	0	325,946	239,008	1,527,393
	母子福祉事業	294,247	106,092	0	1,717	25,227	161,211
	生活保護扶助事業	1,362,967	980,108	0	2,000	51,533	329,326
	小計	9,633,762	6,047,638	29,900	370,624	431,037	2,754,563
社会保険	介護保険事業	1,030,181	29,262	0	0	135,433	865,486
	国民健康保険事業	498,850	276,629	0	0	30,068	192,153
	後期高齢者医療事業	1,027,948	127,588	0	0	121,826	778,534
	小計	2,556,979	433,479	0	0	287,327	1,836,173
保健衛生	疾病予防対策事業	486,495	16,177	0	0	63,638	406,680
	医療提供体制確保事業	9,450	210	0	1,865	998	6,377
	小計	495,945	16,387	0	1,865	64,636	413,057
合計	12,686,686	6,497,504	29,900	372,489	783,000	5,003,793	